平成 22 年(ネ)第 2665 号 損害賠償請求事件 控訴人 槌田敦 被控訴人 社団法人日本気象学会

## 控訴人準備書面(1)

2010年6月11日

東京高等裁判所 第9民事部 御中

控訴人 槌田敦

# 気象学会事件・初審判決を批判する

## 要約

東京地裁(裁判長 斉木俊文、裁判官 外山勝浩、裁判官 横井靖世)は、2010年3月18日、 原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

その内容は、「投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」として、その掲載拒否を認めたのである。しかし、これでは気象学会は、その主流と意見を異にする論文を、気象学会誌に載せなくてもよいことになる。

また、東京地裁は、「学術的会合に参加する権利とは、学術的会合に出席するという意味での具体的権利をいうにとどま」るとして、原告の登壇拒否を認めた。これでは気象学会の主流と意見を異にする会員は口頭による研究発表ができなくなる。

これらの判断は、気象学会における論争の一方の側に裁判所が加担するもので、科学進歩に対する妨害であり、気象学会の定款第4条および第5条に違反する。

本件論文掲載拒否の争点は、被告気象学会が著者らの投稿論文を「誤読」して、掲載拒否したかどうかであった。これについて被告気象学会は「誤読したか否かについて問題とするまでもない」と争わなかったのであるから、民訴法第 159 条①により「誤読」を自白したものとみなされる。

ところが、東京地裁は、この被告の「誤読」について 159 条自白を採用しなかった。そのようにすることにより、この「誤読」による被告の論文掲載拒否に「科学的根拠」があるとすることができて、原告らの論文の採用拒否を不法行為ではないとしたのである。極めて悪意に満ちた判決という外ない。

よって、初審判決を全面的に破棄し、正当な判断をするよう求める。

### 目次

### 道入

- 第1、諸規則に守られる会員権利の破壊
- 第2、科学的根拠を持つふたつの見解の対立
- 第3、誤読について159条自白した気象学会
- 第4、学会の科学論争に介入した東京地裁
- 第5、悪意に満ちた初審判決
- 第6、大会での研究発表の排除は細則違反

結論

## 導入

東京地裁は、「相応の科学的根拠」があることを理由にして原告ら論文掲載拒否を認め、また「会員の権利は大会に出席することにとどまる」として、原告の大会発表拒否を認めた。このふたつの判断は、過去例の引用のないことから明らかなように、これまでまったく無かった判断である。それならば、東京地裁のこの新判断は気象学会の諸規則との整合性を特に必要とする。

しかし、この新判断は、この気象学会の諸規定との関係がいかにも杜撰である。そこで、本件論文掲載拒否や大会発表拒否と気象学会の諸規則との関係を明らかにすることから、東京地裁判決の批判を始めることにしたい。

## 第1、諸規則に守られる会員権利の破壊

気象学会における諸規則の内、本件に関係するものは次のとおりであり、これらの規則は控訴人からみて、極めて妥当である。さすがに、長い歴史を持つ日本気象学会の良識であろう(これらの規則には、「ですます調」と「である調」が混っているが、これには改定を重ねた経過が読み取れる)。

この気象学会の諸規則どおりに、気象学会が運営されていたならば、このような論文掲載拒否事件や大会発表拒否事件は発生しなかった筈である。それが、気象学会の現執行部において破壊され、またその行為は裁判所において追認されてしまったのである。

### 定款(甲 22 号証)

- 第 4 条 この法人は、気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - 1.気象に関する研究会および講演会の開催
  - 2.機関誌、図書等の刊行
- 第8条 会員は、次の特典を有する。

- 2.この法人の催す各種の学術的会合に参加すること。
- 3.機関誌に寄稿すること。

### 細則(甲 23 号証)

- 第11条 本会は、次の学術的会合を開く。 1.大会 毎年1回以上、会員の研究発表、諸種の講演会を行う。(以下略)
- 第16条 本会の機関誌として、気象集誌及び天気を発行する。ただし、学会運営上に必要な事項はすべて天気に公示する。気象集誌は年6回発行する。天気は原則として毎月発行する。
- 第 19 条 本会の出版物(紙および電子媒体など)の発行のため、出版物毎に担当理事を含む委員会をおく。
- 第20条 編集委員会は、論文の原稿の訂正、削除、加筆を要求し、または原稿の内容によっては掲載を拒否することができる。また論文掲載の順序も編集委員会に一任される。
- 第23条 天気または気象集誌に論文掲載を希望する者は、別に定める投稿規定により編集委員会に申し出る。
- 第24条 投稿規定は編集委員会で作成し、常任理事会の承認を得る。

# 投稿規定

「天気」投稿および内容案内(天気 2008 年 1 月号 p73-77)

- 1.内容分類 ①論文:原則として未発表の原著論文に限る(以下略)
- 6.編集 「天気」の編集は「天気」編集委員会が行う。論文・短報および解説については査読を行い、(中略)。査読・審査の結果等によって、編集委員会は著者に改稿を求め、あるいは原稿を受理しないことがある。(以下略)。

査読制度に関する編集委員会の考え方と指針(以下「査読指針」という)(乙2号証)

#### 1. 著者の心得

(前略)改稿にあたっては以下のことを心掛けて下さい。

- ・査読者はボランティアで論文を良くするために、専門家として意見を寄せてくれているのであるから、査読意見を尊重し、誠意をもって対応する。(後略)。
- ・しかし査読意見に無条件に従う必要はない。査読者との見解の相違があれば査読者への回答に的確に述べる。

#### 2. 査読者の役割

査読者の役割は、論文掲載の可否や改善すべき点の有無について、専門家の立場から率直に意見を述べることです。編集委員会は、その意見を尊重しながら掲載の可否を判断し、あるいは著者に改稿を求めます。ただし、査読意見と異なる判断をする場合も有

り得ることをご承知おき下さい。

主な審査対象としては以下のことが考えられます。

- ・研究の学術的価値・新規性
- ・ 文献引用の過不足
- ・論旨や計算の誤りの有無
- ・記述の分かりやすさ・まとまり 編集委員会からの要望を以下に列記しておきます。
- ・「論文掲載のための必要条件」と「それ以外の参考意見」とを区別するよう心がけて下さい(査読者が著者の見解に同意できない 場合には、論文の掲載後に読者の立場からコメントを「短報」として投稿して頂き、誌上で議論する方法もあります)(以下略)。

これらの諸規則により、気象学会では、これまで会員による著述および口頭の研究発表の権利が保証されていた。

これを詳しく述べるとすれば、機関誌での論文発表については、投稿規定には、査読・審査の結果等によって、編集委員会はこれを受理しないことがあるとしている。しかし、「査読指針」が存在し、これによって審査事項は、①研究の学術的価値・新規性、②文献引用の過不足、③論旨や計算の誤りの有無、④記述の分かりやすさ・まとまり、との4項目について具体的に示されている。①は投稿規定1の①にある「原則として未発表の原著論文」を言い換えたものである。

今回の査読では、論文掲載のための「必要要件」(つまり前記4項目)について、いずれも、提出しまた改稿された論文に問題は存在しない。③論旨や計算の誤りの有無はそもそも問題となっていない。①研究の学術的価値・新規性は1回目の査読で認められている。②文献引用の過不足および④記述の分かりやすさ・まとまりの改善については第二稿についての2回目の査読で認められている。

このように査読の審査対象は上記4項目であるが、著者が査読者の指摘したこの「必要要件」のコメントを受け入れて解決しても、査読者と著者の間ではしばしばトラブル(見解の相違)が発生する。

これを解決するため、査読者に対して編集委員会は、「査読指針」において、次の要望を している。それは論文掲載のための「必要要件」(つまり前記4項目)とそれ以外の「参考意 見」(見解の相違)の区別である。

この「参考意見」については、特に、「査読者が著者の見解に同調できない場合は、論文の 掲載後に読者の立場からコメントを「短報」として投稿して頂き、誌上で議論する方法もあ ります」としている。

本件は、「必要要件」をすべて満足した上での査読者と著者との間の「見解の相違」であり、まさにこの「参考意見」の場合である。これは、論文の採用の後で、査読者が「短報」としてコメントを投稿することで解決できる問題であった。

それなのに、編集委員会は、この「参考意見」を理由にして論文を掲載拒否にしてしまったのである。編集委員会による自ら定めた「査読指針」違反である。

初審判決は、この「参考意見」に「相応の科学的根拠がある」と認定し、「投稿者からみて科

学的に異論が十分あり得たとしても」不法行為は成立しないとした。

この「相応の科学的根拠」ということばについては、原告も被告もこれまで使ったことはなく、初審判決の造語であるが、「投稿者の側からみて科学的に異論が十分にあり得」たとしていることから、投稿者の側にも「相応の科学的根拠」があると認めている。つまり、「相応の科学的根拠」のあるふたつの見解の対立と初審判決は認めている。

しかしながら、東京地裁は、この科学的見解の一方の側に立って、他の側の科学的見解の排除を不法行為ではないと判断したのである。これは、裁判所による日本気象学会における科学論争への介入であると同時に、科学の進歩を妨害することになり、裁判所として決してしてはならない行為である。

しかも、このような「科学的見解の対立」の問題についての判決は、これまでの裁判には 存在しない新しい判断であるのに、気象学会の諸規則を考慮せず、気象学会がこれらの規 則を持たない団体であるかのような判断をしたのである。

すなわち、初審判決の過ちは二重である。

## 第二、科学的根拠を持つふたつの見解の対立

この科学的根拠をもつふたつの見解の対立について、本件における査読でのやりとりを 具体的に述べる。

査読は3回なされた。1回目と2回目は正常な査読であった。しかし、3回目の査読では、査読者の意見が1回目および2回目と大きく変質しており、異常な査読がなされた。

著者らの見解では、「気温が原因で $CO_2$ 濃度増加は結果である」ことを新しく発見し、これを第一稿では第4図(世界平均気温偏差と大気中 $CO_2$ 濃度の変化率)および第5図(散布図および回帰直線)としてまとめたものである(第二稿および第三稿では、図が増えて、第5図と第6図となる)。このふたつの図とその説明は、「 $CO_2$ により温暖化した」とする通説と全面的に対立する。

これに対して、被控訴人編集委員会は、「原稿では、数年スケールの変動において、気温変動が  $CO_2$ の変動よりも先行する(位相が進んでいる)ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇が  $CO_2$ 増加の原因であるとの主張がなされ、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇が  $CO_2$ 増加の原因であるとの主張がなされております」と断定している。

しかし、この評価はまったく間違っている。長期的傾向を除いて、気温が  $CO_2$ 濃度に先行することを発見したのは、キーリングである(第2図)。これに対し、著者らは、以前の論文で、長期的傾向を除くことなく、34年間の気温の変化率と  $CO_2$ 濃度の変化率の関係を示した(第4図)。この場合も、気温は  $CO_2$  濃度に先行した。ところで、今回の研究では、34年間の気温そのものと  $CO_2$  濃度の変化率の関係を研究し、それらの位相が一致することを発見した(第5図)のである。

したがって、この編集委員会の記述は、著者らの原稿を故意とも言える誤解(誤読)をして、著者らの原稿を「数年スケールの変動」の研究であり、これを根拠にして「長期的トレンド」に関する主張をしたと断定したのである。

これらの誤解(誤読)の上に、編集委員会は、「両査読者が指摘するように、数年スケール変動における因果関係と、長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく。 原稿中ではその点について説得力ある論拠が示されていません」として、論文の採用は無理と通告したのであった。

そもそも、キーリングの第2図では  $CO_2$  濃度の「長期的傾向」が取り除かれているので、この第2図では「長期的傾向」を論ずることはできない。そこで、著者らは、長期的傾向を取り除くことなく  $CO_2$  濃度と気温の関係を議論することを目的とし、これまでに気温変化率が  $CO_2$  濃度変化率に位相が先行することを示す第4図を発表し、今回気象学会誌「天気」には、気温そのものと  $CO_2$  濃度変化率(年間増加量)の位相の一致を示す第5図とそれらの数値の関係を示す第6図を発表することにしたのである。

したがって、長期的傾向を取り除いて得られた「位相の先行」を示す第2図についての評価を、長期的傾向を取り除かずに得られた「位相の一致」と「数値の関係」という今回の研究に、そのまま当てはめたことは、査読者らや編集委員会による「悪意ある誤読」ということになる。

これらについて議論した査読経過の流れを以下に示す。

## (1) 1回目の査読経過

第一稿に対する査読経過は次のとおりである。

# ①査読者Aの意見(甲5)

査読者Aは、著者らの説について、IPCC の説と相容れないものであるが、これだけで掲載を否定的に見ることはできないという立場である(コメント前文)。

本題の第4図と第5図(第二稿および第三稿での第5図と第6図と同じ)について、「世界気温偏差と $CO_2$ 濃度変化率との相関がよいことは図からよく分かる。 $CO_2$ 濃度の変化率は、 $CO_2$ の放出・吸収量(フラックス)と直接関係するので、気温の変化に対して $CO_2$ のフラックスが変化するとの解釈は合理的である」としている(コメント 6)。

つまり、査読者Aは、気温と $CO_2$ 濃度変化率の位相の一致についての著者らの見解についてその合理性を認めている。また、著者らの研究を「数年規模の研究」とは言っていない。また、「気温が $CO_2$ 濃度に先行する研究」と言ってもいない。著者らの研究をしっかり理解したコメントであった。

#### ②査読者Bの意見(甲5)

査読者Bは、IPCC の  $CO_2$ 温暖化論の立場(通説)からコメントした。すなわち、「第4図 (第二稿および第三稿の第5図と同じ)に示された 2 つの曲線の因果関係を推測することは 可能であるが、それだけで物理的な因果関係についての結論を出すのは飛躍し過ぎである」 と著者らの見解に異議を述べている(コメント 11)。これは第4図に対する査読者Bの個人 的な見解(参考意見)であって、論文発表後に議論すべき内容である。査読者Bは著者らの 研究を「数年規模」の研究ないし短期的現象としての「エルニーニョ現象に伴う変動」の研究 と誤解(誤読)している(コメント 13)。

ところで、査読者Bは著者らが新しく発見した第4図(気温とCO2濃度変化率の位相の一

致)の事実、そして第5図(散布図および回帰直線)という事実については否定していない。

## ③ 査読者Bの意見に対する著者らの回答(甲6)

そこで、著者らは、査読者Bの誤解について、「エルニーニョ期だけで CO<sub>2</sub> 濃度が増加しているのではない。非エルニーニョ期でも濃度増加になっている。その違いは両期の温度の違いによる」と答えた(B13)。

このように、著者らの研究は、短期的研究ではなく、エルニーニョおよび非エルニーニョを含めた34年間にわたる長期的研究であると説明した。ここで非エルニーニョ期とは、赤道海域の海水温度が上がっていない期間のことである。

この第一稿に対する査読経過が示すように、査読者Aは、著者らの見解の合理性を認めている。査読者Bは、著者らの見解は短期的現象についてのものと断定している。しかし、著者らは、この研究は短期的研究ではなく、非エルニーニョ期を含めた長期的研究であることを説明した。

### (2) 2回目の査読

第二稿に対する査読経過は次のとおりである。

# ①査読者Aの意見(甲7)

査読者Aは、「第一稿のコメントでも述べた通り、世界気温偏差と  $CO_2$  濃度の変化率との相関がよいことは図 5 (第 5 図)からよく分かる」と述べ、気温と  $CO_2$  濃度変化率の「位相の一致」についての解釈が合理的としている(コメント 1)。

## ②査読者Bの意見(甲7)

査読者Bは、「著者らは、第4図・第5図に示されている  $CO_2$  濃度の変化率は微分量であり、積分すれば元に戻ることから、『長期的傾向は除かれていない』と主張している。この主張自体は正しい」として、短期的研究ではないとする著者らの主張を査読者Bは認めた。

しかし、これに続く文章で「因果関係(第5図・第6図)を推測する根拠となっている第4図の2つの曲線間に見られる1年程度のずれ(気温先行)に関しては、短期(数年程度)の関係を示しているのみであると考えられる」と記述している。ここで「考えられる」とあるから、これは個人的見解に過ぎず、これにより掲載可否を左右すべきものではない。

また、この指摘は第4図であって、著者らの新しく発見した事実を示す第5図および第6図とそれらの説明については、これが短期的現象を示すとは主張していない(全体的なコメント)。

査読者Bは、「著者らの主張は、(30年間平均気温が)  $CO_2$ 濃度の増減がない状態に比べて0.6<sup> $\circ$ </sup> 程度高温であることが、長期的な $CO_2$ 濃度上昇の原因であるというものであるが、これは因果関係の単なる仮説である」としている(全体的コメント)。このことは、査読者Bにとって、著者らの見解が「温暖化による $CO_2$ 濃度上昇」という仮説(つまり通説に対する対立説)であることを認めたものにほかならない。

これにより、著者らは、査読者Bにも著者らの見解が対立説として認められたと理解し、 掲載は確実になった、と判断した。 このようにして、「気温による  $CO_2$  濃度の上昇」という事実の新しい発見は、両査読者に認められたのではあるが、これに続く「考察」の部分では査読者による反論・批判は数多く残されていた。その結果、今後も査読作業が続くことになっては時間ばかりかかることになる。投稿以来すでに7カ月が過ぎている。

そこで、両査読者に認められた「事実の発見」の部分と両査読者の了解の得られていない「考察」の部分を切り離し、論文をふたつに分けることにして、その旨編集委員会に伝えた (甲8)。

このように論文掲載のための「必要要件」(つまり前記4項目)については2回の査読で認められた。つまり、掲載拒否の理由は2回の査読によって無くなった。したがって、編集委員会が何と言おうと、それ以外の問題は、査読者との見解の相違、つまり「参考意見」でしかなく、これによる掲載拒否はできない筈であった。

#### (3) 3回目の査読

第三稿に対する査読経過は次のとおりである。これは2回にわたった査読経過をまったくご破算にするものであった(甲10)。

## ①査読者Aの意見(甲 10)

第三稿は、第一稿および第二稿の前半部分であって、すでに査読は終えているのに、査読者Aはいくつもの査読意見を新しく書いてきた。これは著者らには反論する機会がなく、最終回の査読でのこのような意見の変更と追加は不当である。

すなわち、査読者Aは、これまで指摘しなかったことをいきなり述べている。すなわち、第5図と第6図について、1回目と2回目の査読ではともに「合理的」と評価しておきながら、この3回目の査読では、「新たな知見を見いだしているとは言えない」とし(コメント2)、「現実の大気中 $CO_2$ 濃度増は主に自然現象であると結論できるとは言い切れない」、「IPCCの先行研究は第6図と矛盾するものではなく、先行研究の説を否定するための十分な証拠にもなっていない」、などと酷評した(コメント3)。

つまり、これまでの査読者Aによる第一稿と第二稿についての査読を全面的にひっくり返したのである。このようなことが論文の査読という作業で許される筈がない。

特に、「数年規模の変動」に言及した部分では、とても同一の査読者Aの記述とは思えない。すなわち、「第5図に示される  $CO_2$ 濃度変化率の数年規模の変動(第6図の傾きを作っている変動)と、1.5ppm/ 年という 30年間の平均的な濃度増加(第6図の世界平均気温偏差が0 C に相当する  $CO_2$  濃度変化率)を著者らは同一の要因による変動とみなして議論している」(コメント 3)などと訳のわからない断定をして、著者らを非難している。

気温と  $CO_2$ 濃度変化率の数値的関係を示す第6図は、34年間にわたってつながっている曲線であり、これから1本の回帰直線(傾きを作る変動)が得られたのであるから、この直線は長期的な回帰直線であって、数年規模の変動を示す回帰直線ではない。このような単純な数学処理でさえも間違えるのであるから、理解の混乱した査読者Aは、支離滅裂状態にあるという外ない。

つまり、1回目と二回目の査読経過での査読者Aの記述から明らかなように、査読者Aは、それまで著者らの研究を「数年規模の研究」と考えていた訳ではない。ところが、この3回目の査読では、他から圧力を受けてやむなく「数年規模の変動」にこじつける作業をすることになり、混乱してしまったのであろう。

#### ② 査読者 B の意見(甲 10)

査読者Bは、すでに述べたように、第一稿および第二稿の査読を経て、著者らが短期的 現象を扱っているのではないことを良く理解しる。しかし、「基本的に」ということばを前 書きすることによって、原稿が「数年程度の時間スケールの因果関係を表しているだけであ ると解釈できる」とし、その証拠としてまたもエルニーニョだけを理由に挙げている。査読 者Bは、この議論は非エルニーニョ期でも成り立つという著者らの回答に反論していない 以上、振り出しに戻す論理である。最終査読で言いっ放しにできるからこそ、使える方法 である。

以上の経過から示されるように、査読者Aは、3回目の査読で大幅に「参考意見」を改変した。また、査読者Bは、2回の査読経過を無視して、議論を振り出しに戻した。このようなことになるのは、編集委員会などから査読者A、Bに圧力がかけられた結果と推定される。

その結果、査読者AおよびBによるこの大幅改変ないし振り出しに戻した「参考意見」を 口実にして、編集委員会は著者へ拒否通告をするのである。

そして、東京地裁は、この「誤読」であることを明らかにした査読経過をまったく無視して、判決を書いたのである。

## 第3、誤読について159条自白した気象学会

編集委員会は、2009年2月12日、著者らに論文の採用は無理と「通告」した(甲10)。その理由は、「今回の原稿は、観測事実(数年スケール変動における気温と  $CO_2$  の位相関係)とその解釈(長期的なトレンドにおいても気温上昇が  $CO_2$  増加の原因であること)に絞った内容になっております」とある。

まず、この断定は全面的に間違っている。何度も繰り返したように、著者らは、数年スケール変動における気温と  $CO_2$ の相互関係を論じているのではなく、34年間にわたって測定された気温と  $CO_2$  濃度の相互関係を論じている。つまり長期の研究である。

この点について、査読者Bは、1回目の査読に対する著者らの回答を受けて、2回目の査読においては、第4図における1年程度のずれについてはこの「短期(数年程度)の関係である」との主張をくりかえしたが、著者らがこの論文のため新しく発見した第5図と第6図については、その主張をしていない。また、査読者Aは、3回目の最終査読で初めてこのような主張をしたが、その論理は支離滅裂であった。

したがって、この編集委員会の主張は著者らの論文に対する意図的な「誤読」であるので、 これを訴状等で主張したところ、被告は答弁書においてはまったく答えず、準備書面にお いて再度質問されて、「誤読したか否かについて問題にするまでもない」と答えたのである。 このように頑なに「誤読」について回答を拒否したのであるから、これは民訴法第 159 条 ①により、「当事者が口頭弁論において相手の主張した事実に対して争うことを明らかにしない場合」に相当し、「その事実を自白したものとみなす」が適用される。すなわち、被告は「誤読」を自白したのであるから、被告の敗訴は確実であった。

すなわち、初審における唯一の争点は「誤読」であった。東京地裁の判決文では、原告がこの「誤読」を主張したことを認めている(p11)。しかし、被告は、これに対して「誤読したか否かについて問題にするまでもない」などと主張して、誤読について一切答えなかったのに、東京地裁は「誤読」についての民訴法第 159 条①による自白を認定せず、「科学的根拠」なる別の理由を挙げて、論文掲載拒否は不法行為ではないとしたのである。

この東京地裁の判決は間違っている。

## 第4、学会の科学論争に介入した東京地裁

初審判決は、原告の敗訴であった。それは、原告はもちろん被告も主張したことのない「相応の科学的根拠」なるものを東京地裁は造語し、これに基づく掲載拒否は不法行為ではないと判断したのである。

被告は、論文掲載を拒否した理由を「査読者の意見に基づ」くとしか主張しなかった。この被告に代わって、東京地裁は「投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、 拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」(p14)と、被告も言っていないことを東京地裁は勝手に想像して、被告に肩入れしたのである。

このことから、東京地裁は、気象学会の、科学的見解の一方の側に立って、他の側の科学的見解を排除する行為を不法行為ではないと判断したことになる。これは、裁判所による気象学会における科学論争への介入を意味する。裁判によって科学の行方を決めることができる筈がないから、このような介入は裁判所に許される訳がない。

ところで、文系学会では主義主張により学会が作られている場合が多いから、その主義 主張に反する意見をその学会は容認する必要はない。したがって、文系学会では主義主張 に合わない他の側の見解を排除できるので、この判決も許される場合がある。

しかし、科学系(理系)学会は、研究対象によって作られている学会であり、主義主張によって作られている訳ではない。したがって、判決が、「科学的根拠」があることを理由にして、やはり「科学的根拠」のある反対説の排除を許すことは、科学の進歩を妨害することを意味する。

よって、今回の東京地裁の判決は、裁判所として決して許されるものではない。

### 第5、悪意に満ちた初審判決

本件論文掲載拒否の争点は、第3で述べたように、被告気象学会が著者らの投稿論文を「誤読」して、掲載拒否したかどうかであった。これについて被告気象学会は「誤読したか否かについて問題とするまでもない」と争わなかったのであるから、民訴法第159条①により「誤読」を自白したものとみなされる筈であった。

ところが、東京地裁は、この被告の「誤読」について 159 条自白を採用しなかった。その理由は、「誤読」を採用しては、「拒否行為が相応の科学的根拠に基づく」とすることができなくなるからである。

すなわち、今回の東京地裁の判決は、極めて悪意に満ちたものという外ない。そして、 このような小細工で判決文が書かれるようでは、日本の裁判制度の破壊を意味するのでは ないだろうか。

## 第6、大会での研究発表の排除は細則違反

最後に、大会での研究発表拒否事件について述べる。

気象学会の学術的会合には、定款第8条の2において、「この法人の催す各種の学術的会合に参加すること」とある。初審判決は、「学術的会合に参加する権利とは、学術的会合に出席するという意味での具体的権利をいうにとどまり、被告会員自らが研究発表を行うことについては全く触れていない」という(p15)。これも事実誤認である。

気象学会の学術的会合には各種あり、講師を招いての講演会では確かに出席する権利しかない。しかし、大会では、出席する権利に加えて、発表する権利も加わる。気象学会では、細則第11条において大会に関する規定があり、「会員の研究発表」が記されている。つまり、大会は会員が研究発表するための会合である。まったく杜撰な判決と言えよう。

さらに、判決は、被告も主張していないのに、「会員数からみて講演の機会を与えられるのはごく一部」であることを理由にして、研究発表の機会の法的保護はないと断定する。 ここで比較すべきは、会員数ではなくて出席者数である。

それはさておき、たしかに講演会や研究会ではそのとおりである。また、大会でも文系学会では、一般に発表時間を長くとってじっくり話を聞く形式をとる場合が多いから、発表者の人数と出席者の人数には大きな隔たりがあり、この判決は正しいと言える。

しかし、これは理系学会の大会には通用しない。理系学会では大会の別称は、「一般講演」であって、発表者の数と出席者の数はほぼ同じであり、申し込み者全員に発表の機会が与えられている。発表時間は気象学会も含めて 10 分程度のところが多く、発表は要点を述べるのがせいぜいであるが、聴講者の関心を得ることができれば、後に直接質問や論文請求がくるので、これで対応すればよいからである。

原告は、この会員の権利としての研究発表の拒否を、不法行為と主張しているのである。 これについて、東京地裁は、気象学会の規則に基づいて判断するのではなく、被告も主張 しない「会員数」によってこれを不法行為でないとした。つまり、二重に杜撰な判断である。

さらに、原告の講演について、副題に「人為的 CO<sub>2</sub> 温暖化説を撤回し、科学者は社会に詫びる必要がある」としていることについて、「反対者を社会的に非難」しているとしているが、これは「科学者の社会的責任」を論じているのであって、正当である。

「人為的  $CO_2$  で温暖化している」という通説により、現代社会はその対策に明け暮れている。しかし、著者らは、「温暖化したから  $CO_2$  が増えた」という逆の事実を発見し、「人為的  $CO_2$  温暖化論」の間違いを知ったのである。その場合に、「科学者の社会的責任」として、通説の撤回を求めるのは当然のことであろう。

これをさせないことに加担する東京地裁の判決は、科学者の口に蓋をする判決であり、「反社会的判決」ということになる。

# 結論

以上述べた理由により、原判決を破棄し、控訴人(原告)を救済するよう求める。

以上

なお、この準備書面に書いた事実を証明するため、当時の日本気象学会編集委員長、査読者A、査読者B、そして講演企画委員長の4名を証人として申請する予定である。